

# 「子ども司書養成講座」ガイドライン

## 1. ガイドライン作成の目的

本ガイドラインは、「子ども司書推進プロジェクト」が発行した「子ども司書マニュアル」に基づき、三重県教育委員会が実施する「子ども司書育成事業」における子ども司書認定に必要な「子ども司書養成講座」（以下「講座」という。）の基準を定め、内容を例示するものである。

## 2. 講座の概要

講座は、三重県教育委員会が実施する「全体研修」と市町立図書館等（公民館図書室等を含む、以下「図書館等」という。）が実施する「実地研修」から成る。

### （1）受講対象者

小学校高学年（5・6年生）から中学生までを対象とする。

### （2）全体研修

講座の開講式及び「子ども司書育成事業」を理解するためのオリエンテーションと位置づけ、事業の目的や子ども司書の役割を学ぶ機会とする。

#### ①実施時期等

小中学校の夏季休業期間の半日程度とする

#### ②カリキュラム構成

ア 「子ども司書育成事業」の趣旨を理解する

・講義「子ども司書になろう！（仮）」

イ 本と人をつなぐ楽しさ、大切さを学ぶ

・講師（作家や読み聞かせ・ブックトークの実践者）による講話や演習

・県立図書館バックヤード見学

### （3）実地研修

図書館等は、次のとおり研修を実施し、研修内容については記録を残すものとする。カリキュラム構成については、以下に示すアからエの4項目を盛り込む。具体的には【内容（例）】を参考に図書館等が決定するが、受講者にとって魅力的で楽しい内容となることが望ましく、研修内容は、時間配分等を含め図書館等の裁量に委ねることとする。

また、受講者アンケートを実施するなど、講座内容の検証・改善を行うとともに、図書館として子どもの視点に立った児童サービスの一層の向上につなげることも望ましい。

#### ①受講人数

受講人数の上限・下限は各図書館等が設けることができる。

#### ②実施時期と日数、総時間数

原則として小中学校の夏季休業期間における2～3日間・12時間以上とする。

#### ③カリキュラム構成

ア 図書館の仕組みと司書の仕事を理解する（実践編）

**【目的】**

- ・図書館の役割や利用方法を理解し、自身が効果的に図書館を利用するとともに、友人や家族等に図書館の利用案内ができるようになること

**【内容（例）】**

- ・資料の分類と配架、修理と保存
- ・間接的サービス（選書、分類、目録作成）
- ・直接的サービス（カウンター業務、レファレンス業務等）

**イ 読書の魅力を伝える技術を習得する**

**【目的】**

- ・本を紹介するための様々な手法を知り、実践を学ぶことで、友人や家族に読書の楽しさを伝えることができるようになること

**【内容（例）】**

- ・おはなし会の見学と運営の手伝い
- ・本の紹介の仕方（POPづくり、読み聞かせ、ブックトーク、ビブリオバトル等）の練習

**ウ 本の制作過程を体験し学習する**

**【目的】**

- ・取材、執筆、編集、製本など1冊の本ができるまでの過程を学び、または体験することを通して、本の構造を理解し、本を大切に作る気持ちを深めること

**【内容（例）】**

- ・手づくり絵本の制作
- ・本づくり、スクラップブックづくり

**エ 学校等で活動する方法を考える**

**【目的】**

- ・子ども司書として子どもの読書活動を推進する方策を考えるとともに、家庭・地域（図書館等）・学校等へ貢献する気持ちを育むこと

**【内容（例）】**

- ・テーマ（「友達に本を好きになってもらう方法とは」「学校でできること」「学校でやってみたいこと」等）に基づくディスカッション

### **3. 実地研修の修了認定について**

#### **（1）受講時間数**

後に子ども司書に認定されるためには、原則として実地研修の総時間数の8割以上を受講する必要がある。事情により欠席となった場合は、図書館等の判断により別途補講等を行うことができる。

#### **（2）修了証等の交付**

研修の修了証交付や、今後の活動を促進するための啓発物品等の配布は、必要に応じて各図書館等で用意することができる。

なお、県教育委員会からは「子ども司書手帳（仮）」を交付し、学校等での活動の促

進を図る。

#### 4. その他

- 研修期間中は、館内掲示等により研修を実施していることを来館者に周知する。併せて、事業趣旨や子ども司書育成の意義についての普及に配慮することが望ましい。
- 受講児童生徒への名札やエプロン等の貸与等、他の来館者との区別が可能となるよう配慮することが望ましい。
- 「子ども司書推進プロジェクト」が発行した「子ども司書マニュアル」を、適宜参照するものとする。
- 「子ども司書育成事業」の詳細は別途実施要領等を参照するものとする。